

平成24年1月25日
資源エネルギー庁太陽光発電の余剰電力買取制度における平成24年4～6月の
買取価格（案）について
～パブリックコメントを募集いたします～

平成21年施行の太陽光発電の余剰電力買取制度（※1）について、現行価格の有効期限が本年3月末で切れるため、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（※2）が施行される本年7月1日までの3か月間（4～6月）の買取価格について、パブリックコメントを行います。

具体的には、3か月間という適用期間の短い買取価格であり、新制度との無用の混乱を避けるため、本年度の買取価格を延長適用するとの案としております。

なお、今回、提示する買取価格案は、現行制度上の価格であり、施行準備中の固定価格買取制度上の買取価格とは直接の関係はありません。

平成24年4～6月の期間中、電力会社に対し新たに買取契約の申込みを行った場合の買取価格（案）は、本年度同様、以下のとおりとします。

10kW未満の住宅用	42円/kWh
※3 ダブル発電の場合	34円/kWh
非住宅用及び10kW以上の住宅用	40円/kWh
※3 ダブル発電の場合	32円/kWh
※4 22年度以前に設置された設備	24円/kWh
※4でダブル発電の場合	20円/kWh

○制度に関する最新情報については、以下のホームページで随時更新してまいります。 <http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/>

- ※1 太陽光発電の余剰電力買取制度は、住宅などに設置された太陽光発電設備で発電した電気のうち、自家消費分を除いて余った電気を一定の価格で10年間、電力会社が買い取る制度で、平成21年11月から実施しています。
- ※2 再生可能エネルギーの固定価格買取制度は、再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定めた一定の価格・期間で電気事業者が買い取ることを義務づける制度で、平成24年7月から実施されます。現行の余剰電力買取制度は、本年7月をもって再生可能エネルギーの固定価格買取制度に移行されますが、現行制度において既に買い取られている太陽光発電設備については、同じ条件で買い取りが継続されます。

- ※3 ダブル発電とは、太陽光発電の設置に加えて、太陽光発電以外の自家用発電設備等を併設している場合をいう。
- ※4 新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金を受給していないこと又は平成23年度以降に新たに設置されたことが確認されない場合。

【パブリックコメントの募集について】

今般、皆様から広くご意見をいただくことを目的として、パブリックコメントを実施いたします。皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

1) 意見公募の対象

「太陽光発電の余剰電力買取制度における平成24年4～6月の買取価格(案)について」

2) 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口 (e-Gov) における掲載
- (2) 買取制度ポータルサイトにおける掲載
<http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/kaitori/index.html>
- (3) 本報道発表(経済産業省HP)における掲載

3) 意見募集期間(意見募集開始日及び終了日)

平成24年1月25日(水)～平成24年2月23日(木) 17時必着

4) 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、以下いずれか(原則、電子メール)の方法で送付して下さい。

- (1) 電子メール(意見提出用紙を添付してお送り下さい)。
メールアドレス(資源エネルギー庁): qqmcbe@meti.go.jp
(電子メールの件名を「余剰買取制度における平成24年4～6月の買取価格(案)について」として下さい。)
- (2) 郵送
下記の住所宛にお送り下さい。
住所: 〒100-8901
東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー一部
再生可能エネルギー推進室 パブリックコメント担当 あて
- (3) FAX
下記のFAX番号宛にお送り下さい。
FAX番号: (03) 3501-1365
※電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

(本発表資料のお問い合わせ先)

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー一部再生可能エネルギー推進室長

村上 敬亮

担当者: 安田、山下

電話: 03-3501-1511 (内線 4455～8)